

令和6年7月19日開会

令和6年7月19日閉会

令和6年7月

甲府地区広域行政事務組合議会臨時会

全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

(協議事項)

議案第7号 財産の取得について

議案第8号 財産の取得について

(出席議員)

山田 厚	輿石 修	坂本 信康	木内 直子	末木 咲子
小沢 宏至	深沢 健吾	堀 とめほ	中畷 寿	橘田 大洋
岡田 真姫	若尾 彰子	加藤 敬徳	清水 和弘	小澤 重則
松井 豊	内藤 久歳	有泉 誠	新海 一芳	笹本 昇
田中 一臣	小林 耐三	今村 力		

23名

(欠席議員)

藤原伸一郎

1名

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管理者	樋口 雄一	副管理者	保坂 武
副管理者	望月 智	副管理者	塩澤 浩
副管理者	奥原 崇	事務局長	宮川 正孝
消防長	長谷川達郎	会計管理者	太田ひろみ
事務局次長	遠藤順一郎	副消防長	宮下 光夫
次長兼人事課長	林 勝	次長兼南消防署長	芦沢 岳
次長兼企画財政課長	今村 公二	警防課長	小幡 浩一
救急救助課長	落合 康貴	予防課長	佐藤 秋二
査察課長	米山 和彦	指令課長	早川 俊彦
中央消防署長	窪田 学	西消防署長	戸田 昭人
企画財政課主幹	深澤 拓	代表監査委員	佐藤 暁
公平委員長	田中 公夫	公平委員	名執 忠義
公平委員	長田 修		

午後 3時52分 開 会

○坂本信康議長 ただいまから、全員協議会を開会いたします。議案審査の前に消防本部から懲戒処分について、山梨県国中消防指令業務等共同運用検討経過について、緊急消防援助隊の出動に係る総務大臣感謝状及び消防庁長官賞状の受賞について及び第8回予防業務優良事例表彰優秀賞の受賞について報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。はじめに懲戒処分について、報告を受けます。

林次長兼人事課長。

○林次長兼人事課長 令和6年3月組合議会定例会におきまして、すでにご報告させていただいております当消防本部職員が酒気帯び運転により、現行犯逮捕された事案につきまして、その後、関係職員の懲戒処分を行いましたことからご報告をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料No.1 懲戒処分について御覧ください。まず、事案の概要につきまして、本件は、令和6年3月22日金曜日、午前6時50分ごろ南消防署の元消防士が、南アルプス市吉田の市道で電柱に衝突する事故を起こし、駆け付けた警察官による呼気検査により、酒気帯び運転の基準値を超えるアルコールが検出されたことから現行犯逮捕されたものでございます。

また、この事故後の消防本部の調査により交通事故を起こす直前まで、本人と行動を共にしていた同僚Aと同僚Cがいたことが判明しております。処分量定につきましては、本人と事故直前まで行動を共にしていた同僚A、同僚Cからの聞き取りを行いその内容をとりまとめたうえで、当消防本部職員の懲戒処分に関する基準や過去の事例、弁護士相談を経て決定しております。

本人の処分内容につきましては、記載の処分理由により令和6年5月22日付けで免職としたものでございます。同僚Aの処分内容につきましては、記載の処分理由により令和6年5月22日付けで停職2か月としたものでございます。裏面をごらんください。同僚Cの処分内容につきましては、記載の処分理由により令和6年5月22日付けで停職2か月としたものでございます。

なお、酒席には同僚Aと同僚C以外に同僚Bが同席しておりましたが、同僚Bにつきましては、当該酒気帯び運転等に関与が認められないため、処分はなしとしております。

管理監督責任に伴う処分につきましては、職員への指導不足といたしまして、記載のとおり、上司4名を処分したものでございます。

今後、このようなことが起こらぬよう職員一人ひとりの倫理観の醸成と服務規律の遵守を徹底し、不祥事の再発防止に全力で取り組むとともに圏域住民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。報告は以上でございます。

○坂本信康議長 消防本部からの報告が終わりました。この件について、質問がありますでしょうか。

○山田 厚議員 質問ということではありませんがこの懲戒処分については、ある意味で妥当だと思いますが、その若い女性の消防士さんは、活躍されていたというお話も聞いていますから、今後、再就職に関してはともかく、見守って欲しいと思います。これは要望として終わります。

○坂本信康議長 そのほかに質問がありますでしょうか。なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、山梨県国中消防指令業務等共同運用検討経過について報告を受けます。

今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 続きまして、資料No.2をご覧ください。イの山梨県国中消防指令業務等共同運用検討経過についてご説明申し上げます。令和6年3月までの経過につきましては、令和6年3月組合議会においてご報告させていただいておりますので、説明を省略させていただきます。資料No.2の2ページをご覧ください。

太枠の塗りつぶし部分になりますが、令和6年4月1日に山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会が設置され、協議会及び専門部会において、共同運用に向け消防共同指令センターの改修整備や運用方法等について協議・調整を進めているところでございます。

現在は、実施設計業務委託について、一般競争入札の手続きを行っているところであり7月末に入札を行う予定です。その後、実施設計の結果を踏まえる中で、国中6消防本部の最終的な合意が得られた場合は、令和7年5月から改修整備を開始し、令和8年4月の運用開始を目指してまいります。以上、山梨県国中消防指令業務等共同運用検討経過についての説明を終わらせていただきます。

○坂本信康議長 消防本部からの報告が終わりました。この件について、質問があり

ますでしょうか。

○山田 厚議員 このことは、臨時議会ということもありますし当然だというふうに思います。ただ大きな事業だけに今後の委託等々も慎重に取り扱っていただき、特に研修内容を今後しっかりしていただき、通勤時間だけで1時間2時間を要する人たちを集めて共同運用するわけですからこの研修内容も慎重にしっかりと意見を聞きながら、やっていただきたいと要望として終わります。

○坂本信康議長 そのほか、質問がありますか。なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、緊急消防援助隊の出動に係る総務大臣感謝状及び消防庁長官賞状の受賞について報告を受けます。

宮下副消防長。

○宮下副消防長 続きまして、資料No.3をご覧ください。緊急消防援助隊の出場に係る総務大臣感謝状及び消防庁長官賞状の受賞について、ご報告させていただきます。

今年の1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震へ緊急消防援助隊として出場した功労といたしまして、山梨県大隊が総務大臣感謝状を当消防本部が消防庁長官賞を受賞いたしました。今回の出場に際し、当消防本部は1月8日から19日までの12日間、1次隊から3次隊として延べ24隊69名を派遣するとともに、山梨県大隊を率いて、倒壊家屋等における人命検索・住民の安否確認・救急搬送など、様々な活動を実施してまいりました。

今後におきましては、能登半島地震における活動を調査研究する中で大規模災害発生時における対策の強化に努めてまいります。以上で、報告を終わらせていただきます。

○坂本信康議長 消防本部からの報告が終わりました。この件について、質問がありますか。なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、第8回予防業務優良事例表彰優秀賞の受賞について報告を受けます。

宮下副消防長。

○宮下副消防長 続きまして、資料No.4をご覧ください。第8回予防業務優良事例表彰の受賞につきまして、ご報告させていただきます。予防業務優良事例表彰は、予防業務の取組みのうち、他団体の模範となる優れたものについて、消防庁長官から表彰

されるものであり、今回、当消防本部は優秀賞を受賞いたしました。

受賞内容といたしましては、全国違反是正支援アドバイザー本部に登録されている当消防本部が、山梨県全体の違反是正を推進するため、違反是正指導に苦慮している消防本部の職員を長期間受け入れ、この職員を介して当該消防本部管内の重大違反対象物を是正に導いたものでございます。

今後におきましても、県内消防本部のリーダーとして助言や研修支援等を行い、実効性のある火災予防対策を推進し、圏域住民が安全で安心して暮らせるよう努めてまいります。以上で、報告を終わらせていただきます。

○坂本信康議長 消防本部からの報告が終わりました。この件について、質問がありますか。なければ、この件に関しましては以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。この全員協議会におきましては、議案第7号から議案第8号までの審査を行います。議案第7号及び議案第8号財産の取得について当局の説明を求めます。

今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 それでは、議案第7号及び議案第8号財産の取得についてご説明申し上げます。恐れ入りますがお手元にごございます令和6年7月当組合議会臨時会議案目録の1ページをお開きいただきたいと思います。参考といたしまして、議案第7号資料1及び議案第8号資料1に車両の写真をご用意しておりますので、ご確認願いたいと存じます。

1ページの議案第7号及び3ページの第8号の案件につきましては、令和6年度当初予算に計上しております車両2台の購入につき、当組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をいただく必要がございますので、本臨時会にこの案件を提出するものでございます。

それでは、議案目録1ページの議案第7号財産の取得について説明いたします。取得物件の品名及び数量等につきましては、現在運用している南消防署高規格救急自動車は、更新基準で14年又は18万キロメートルから20万キロメートルを目安としておりますが平成30年度の配備から本年4月1日現在の走行距離が17万3,433キロメートルであり、今年度中に19万キロメートルを超える見込みであることから経年劣化等を考慮し、高規格救急自動車を取得するものであります。

次に車両の入札に関しましては、本年5月23日、当消防本部におきまして、4者による指名競争入札を行いました。その結果、甲斐日産自動車株式会社が3,212万円で落札したものであります。

続きまして、議案第8号財産の取得について説明いたします。議案目録の3ページをご覧ください。取得物件の品名及び数量等につきましては、現在運用している中央消防署救助工作車Ⅱ型は、ウインチやクレーンなどを装備し、各種救助用資機材が積載されている車両で更新基準の20年を目安としておりますが、平成14年度の配備から22年目を迎えることから経年劣化等を考慮し、救助工作車を取得するものであります。

次に車両の入札に関しましては、本年5月28日、当消防本部におきまして10者による指名競争入札を行いました。その結果、株式会社モリタ東京支店が1億4,212万円で落札したものであります。

高規格救急自動車、救助工作車Ⅱ型ともに組合臨時会による議決が得られたならば、正式に契約を締結し、令和7年3月に配備する予定であります。

以上で、議案第7号及び第8号財産の取得についての説明を終わらせていただきます。ご審査のほどお願い申し上げます。

○坂本信康議長 以上で、説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

山田 厚議員。

○山田 厚議員 一般的なことでまず指名競争入札というお話ですが、それは県内外の業者なのか、それが一般的ですが落札率。今後のメンテナンスの状況など契約に含まれているかどうかも含めてお聞きしたいと思います。

○坂本信康議長 今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 まず、県内外の業者というところですが救助工作車については、10者指名したところ、県外が6者、管内が4者になります。救急自動車につきましては、4者指名したところ、県外が1者、管内が3者になっております。

次の落札率につきましては、救助工作車の落札率は98.6%、高規格救急自動車の落札率は77%になっております。以上でございます。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 車種ですから、そんなにあるものではないと思います。ほかに差があるものではないと思いますが、ただ高規格急自動車の77%とちょっとだけ説明していただきたいことと今後の車両そのものに対する修理などの状況を答弁していただければありがたい。

○坂本信康議長 今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 メンテナンスの状況ですが、この車体に関する中にメンテナンスの費用は含まれておりません。そしてもう1点目ですが、落札率が低い理由ということで、高規格救急自動車の落札率77%につきましては、明確な理由は、さだかではありませんが本消防本部で考えるとすれば、まず高規格救急車のベース車両は、トヨタと日産の2者が製造しております。このベース車両の排気量については、日産が2500CC、トヨタが3000CCということもございまして、そもそもベース車両の金額に差があり、今回、日産になっております。

また、救急車は先ほど申しあげました救助工作車と比べまして、全国的にも各消防署に1台ずつ配備するというような消防力の整備指針の基準がありまして、こういうことから救急車の方がより多く各消防本部で整備されていることもあります。また救助工作車と比べまして車体等の資機材がメインなので、複雑でないというようなことから落札率が低くなっていると考えております。以上です。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 了解いたしました。そういうことだからこの落札率であったと思います。関連して最後に救急自動車ということで近所では、この暑さを随分心配し、熱中症対策をしっかりと求められているところですが、ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。

○坂本信康議長 落合救急救助課長。

○落合救急救助課長 ただいまのご質問につきましては熱中症の予防対策ということでお願いしたいと思います。

まず一般の方におきましては、屋内ではエアコンや扇風機で温度調節し、こまめに室温の確認をお願いしたいと思います。また、遮光カーテンを利用するなどが挙げられていますが、家の中でじっとしていても、室温や湿度が高い場合は、体から熱が逃げにくく、熱中症となることがありますので、注意が必要とされております。

また、屋外につきましても、日傘や帽子を着用することやこまめな休憩を取ること。また熱中症警戒アラート発令されている場合は、外出をできるだけ避けることなどが挙げられます。また、水分補給は屋内屋外であっても、こまめに取りようにというふうにされております。

職員の熱中症対策につきましては、甲府地区消防本部安全管理マニュアルに基づきまして、平素からこまめな水分及び塩分の摂取に配慮することとしております。また、高温下での活動時には冷却用ベストを着用し、身体の冷却を図るとともに、指揮者管理のもと、活動が長時間に及ぶ場合には、必要に応じて隊員の交代や補給体を配布するなどの対策を講じております。

○**坂本信康議長** 山田 厚議員。

○**山田 厚議員** 通り一遍ですが、しっかり伺っていました。結局、救急自動車の配備の関係では日勤の救急対応を作ったということで、今後しっかりこの問題に関しては期待したいと思います。この間、広域消防では現場到着時間を短縮してきたところ、またこの間、伸びてきておりましたので、日勤の救急隊も増えたこともありますので、現場到着時間が短縮されたことが次の12月議会で報告をいただければ、非常にありがたいと思います。

○**坂本信康議長** ほかに質疑はありませんか。

新海一芳議員。

○**新海一芳議員** 2台の高規格救急車両と救助工作車について、経年劣化ということですので、その処分は下取りになるのか、それとも廃車にするのかお聞きしたいと思ひまして、質問させていただきます。

○**坂本信康議長** 今村次長兼企画財政課長。

○**今村次長兼企画財政課長** 車両の処分についてお答えさせていただきます。救助工作車につきましては、20年経過していますので、廃車の予定になっております。救急自動車につきましては、6年ということで、走行距離は長いのですが、予備的な車両とし、メンテナンスもこれまでしっかりしておりますので、予備の非常用救急車として、故障や車検時の対応のものになる予定で考えております。

○**坂本信康議長** 新海一芳議員。

○**新海一芳議員** 今、車両の性能が大分良くなっているので、20万キロメートル、

30万キロメートルは、日本車両では当たり前になっているので、ぜひ無駄にしないで、何かのところに使えるような方策を考えてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○坂本信康議長 ほかに質疑はありませんか。

木内直子議員。

○木内直子議員 先ほど6年経過して17万キロメートルというところの救急自動車を更新するというご説明ありましたが、かなり使用頻度が高いことを想像いたしました。そして、先ほどのご説明で廃車にはしないで保持したままになるというようなご説明だったのかなというふうに思いますが、こちらの消防年報の方では、甲府広域消防で13台救急車を持っているというところで、1台追加になって14台になるという理解でよろしいでしょうか。

○坂本信康議長 今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 13台の内訳を申し上げますと10台が今正規に稼働している救急車で、3台が先ほど申し上げました非常用救急車になります。更新されたものになっておりますので、今回のものが1台と入れ替わるということで、3台が非常用救急車、10台が常備の通常の救急車というような内訳になります。

○坂本信康議長 木内直子議員。

○木内直子議員 先ほどの山田議員の話にありましたように日勤機動救急隊が稼働しているところだと思いますが、この間の救急出動件数が増えているところは、さきほど山田議員が熱中症のことをいっていましたが、この間6月下旬あたりからコロナ感染者が増えているのではないかと思うのですが、その辺のところでの救急の数の状況や日勤機動救急隊の方の活動状況、救急車の関係を質問したいと思います。

○坂本信康議長 落合救急救助課長。

○落合救急救助課長 まず、日勤機動救急隊の運用開始からの状況をお伝えさせていただきます。5月21日の運用開始から6月30日までの日勤機動救急隊の運用時間帯における全救急隊の出場件数につきましては、614件ございます。このうち、日勤機動救急隊が約9.3%にあたる57件に出場しております。救急需要が集中する時間帯の各救急隊の出場件数を分散化し、効果的な運用の確保に繋がっているものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症に絡みます救急出場件数ということで、お答えさせていただきます。新型コロナウイルス感染症につきましては、5類への移行期間が本年の3月31日に終了しまして、国への報告義務が終了となっております。

これまで令和2年3月31日から本年3月末までに1,719件、1,731名を搬送しております。またピークとしては、令和4年に909名搬送しており、その後、昨年令和5年には564名、本年は、3月までに94名を搬送しております。以上でございます。

○**坂本信康議長** 木内直子議員。

○**木内直子議員** 現状では、コロナに関してはもう報告義務がなくなったので特に集計はされてないというそういう理解でよろしいですか。

○**坂本信康議長** 落合救急救助課長。

○**落合救急救助課長** 現状、報告義務はなくなりましたが、管内の調査としては残しております。本年1月から3月までにおいては、94名。4月から6月までにつきましては、45名。また、7月1日から昨日の18日までに22名、コロナの陽性者を搬送しております。以上でございます。

○**坂本信康議長** 木内直子議員。

○**木内直子議員** ありがとうございます。報告義務が無くなっても、やはりまだまだ侮れないし負担だと思いますので、後遺症もあつたり、高齢者の方の中では重症化するリスクも高いので、ぜひ引き続き集計を続けていただきたいと思います。

また、日勤機動救急隊の方は、有効に活用されて稼働しているということですので、到着時間の短縮が期待できることに注目していきたいと思います以上です。

○**坂本信康議長** ほかに質疑はありませんか。それではこれをもって質疑を終結いたします。以上で議案第7号から議案第8号までの全員協議会における審査を終了いたしました。それでは以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

午後 4時22分 閉 会